

# 高速取引行為を行う者の登録制等の導入に伴う業務規程等の一部改正について

2018年3月2日  
株式会社東京証券取引所

## I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年4月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、本年4月1日に改正金融商品取引法が施行され高速取引行為を行う者の登録制等が導入されることに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

## II. 改正概要

### 1. 高速取引行為に係る取引戦略の区分の明示

- 取引参加者が高速取引行為に係る呼値を行う場合には、その旨を、高速取引行為に係る取引戦略の別を区分して当社に対し明らかにするものとします。
- 顧客が高速取引行為に係る有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、高速取引行為に係る取引戦略の別を取引参加者に指示するものとします。

（備考）

- 業務規程第14条第1項第7号、ToS TNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第9条第5項等
- 受託契約準則第6条第1項第13号、TosTNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第27条第6項等

### 2. 関連情報の提出

#### （1）高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名が確認できる証跡の写し

- 高速取引行為を行う者は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、登録等した者の商号、名称又は氏名が確認できる証跡の写しを当社に速やかに提出するものとします。

- 受託契約準則第55条第1項、取引参加者規程施行規則第11条第1号の4

#### （2）国内における代表者等の連絡先

- 顧客は高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、国内における代表者等の氏名及び住所等を当社に速やかに届け出るものとします。

- 受託契約準則第55条第2項

### （3）業務方法書等の写し

- ・ 金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者は、高速取引行為を行う者としての変更登録等が完了した後、業務方法書の写しを当社に遅滞なく届け出るものとします。
- ・ 高速取引行為者として登録を行った者は、業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の写しを当社に遅滞なく届け出るものとします。

・受託契約準則第55  
条第3項、取引参加  
者規程施行規則第1  
1条第1項第1号の  
4

### 3. 注文管理体制等の整備

- ・ 取引参加者は、顧客の資力等を踏まえ、一定の時間における注文の数量又は金額の合計が一定の数量又は金額以上となる注文等の発注を防止するために適切と認められる制限を実施するものとします。

・取引参加者における  
注文管理体制に関する  
規則第4条第3号  
及び第6条

### 4. 受託に係る適切な措置

- ・ 取引参加者は、顧客から当社の市場における高速取引行為に係る有価証券の売買の委託を受けた場合には、当社が当該顧客に対して行う要請及び当社が日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」といいます。）に委託した業務において自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に当該顧客が応じるよう適切な措置を講じるものとします。

・取引参加者規程第2  
1条の2

### 5. 自主規制業務の委託等

- ・ 当社は、金融商品取引法第85条の5第2項の規定により自主規制業務とみなされた業務のうち、取引所金融市场における有価証券の売買の内容の審査に関する業務について、自主規制法人に委託することができるものとします。
- ・ 高速取引行為を行う顧客は、当社が自主規制法人に委託した業務について自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に応じるものとします。

・業務規程第78条の  
3

・受託契約準則第56  
条

### III. 施行日

- ・ 2018年4月1日から施行します。

以 上